

～要介護認定者・障がい者の在宅介護支援～  
燃やすごみ袋を支給します

町では、生活保護世帯や日常生活で常時紙おむつを使用している、要介護認定者、障がい児・者への在宅介護支援として、町指定燃やすごみ袋（22 リットル）を支給します。

【支給対象と支給枚数】 ※以下の要件に当てはまる在宅の方が対象となります。

① 生活保護世帯	(1世帯) 5枚/月 ※3名以上の世帯は 10枚/月
② 紙おむつ等の購入助成を受けている 要介護認定者 ③ 日常生活用具の「紙おむつ」の支給を受けている 障がい児・者 ④ 紙おむつを使用している 特別児童扶養手当受給対象児童の養育者 ⑤ 特に町長が必要と認める者 ⇒ <u>日常生活で常時、紙おむつ（尿取りパッドを除く）を使用している次の方が対象となります。</u>	1人5枚/月
(1) 要介護認定者（要介護1～要介護5） (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・申請時には、「紙おむつの購入が確認できる領収書又はレシート」が必要 ・常時紙おむつを使用していることを確認するため、 <u>申請月を含む3ヶ月分の領収書（レシート）を提出してください。</u> なお、提出する領収書等の日付は連続した3ヶ月である必要はありません。	

【申請方法等】

- 申請書は以下の担当窓口を用意してあります。  
※ 申請に当たって、印鑑をお持ちいただく必要はありません。
- 申請は令和6年4月から令和7年3月までに1回のみ可能です。
- 令和6年度中に再認定を迎える特別児童扶養手当受給世帯については、一旦現在の証書に書かれている認定期間分のみ支給し、再認定後に合計年間60枚（上限）となるように支給いたしますので、申請時に証書をお持ちください。

【問い合わせ】 下諏訪町保健福祉課 ☎27-1111

- ①・③・④・⑤-(2)については、福祉係 (内線)121～123
- ②・⑤-(1)については、高齢者係 (内線)126・127